平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町５丁目124番地　ハイツパークサイドＡ号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田174番地　松籟荘５号
債務者　清水　千尋
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７８号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地22―302
債務者　谷山　愛子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
奈良市左京２丁目２番地の２　５―501
債務者　鍛治　涼子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
奈良市佐保台２丁目902番地の396
債務者　中村　　悦
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
鳥取県鳥取市岩倉428番地７、旧住所鳥取県鳥取市吉方174番地１　サーパス吉方202号
債務者　中島　英夫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５７号
広島県山県郡北広島町有田1579番地６
債務者　木本　正吾
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３号
広島市安佐南区中筋３丁目11番５―201号
債務者　金川みわ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３号
広島市安佐南区伴南４丁目34番26号
債務者　濱岡　哲郎
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
愛媛県松山市姫原３丁目９番26号　サントノーレ姫原２―102号
債務者　東明龍こと　鄭　　明龍
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
愛媛県新居浜市新須賀町１丁目１番49号、旧住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目８番36号
債務者　村尾　健二
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３７号
愛媛県新居浜市外山町17番７号、前住所愛媛県西条市飯岡3586番地６
債務者　竹嶋　潔美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４８号
愛媛県新居浜市御蔵町２番18号　ホワイトリバー101号、前住所愛媛県新居浜市下泉町２丁目４番29号
債務者　鴻上　育子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４号
愛媛県西予市宇和町下松葉191番地10　四電下松葉社宅１号
債務者　保木　明美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７６号
福岡県久留米市北野町上弓削113番地６
債務者　竹中　涼子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８４号
福岡県久留米市本町168番地２　ドリームハウスⅡ101号
債務者　梶山　泰雄
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９６号
福岡県久留米市藤光町925番地209
債務者　島田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４号
大分県杵築市大田永松1258番地２
債務者　溝部　寿里
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係